

## § 7 特別募集 [インクルーシブ教育実践推進校特別募集] (二次募集)

インクルーシブ教育実践推進校特別募集について、県教育長が必要と認める場合に、次のとおり二次募集を行う。

### I 志願資格

前記 § 1 の I の 1 に定める志願資格を有する者であって、かつ、次の (1)、(2) 及び (3) の要件を満たす知的障害のある者とする。

- |   |
|---|
| (1) 神奈川県内の中学校等に在籍する者であって、かつ、別表に定めるインクルーシブ教育実践推進校特別募集の志願に係る通学地域の要件を満たす者。ただし、通学地域について、教育長の志願の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、通学地域の要件を満たす者とみなす。 |
| (2) インクルーシブ教育実践推進校が実施する中高連携事業* (学校説明・授業見学) などへの参加をとおして、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある者   |
| (3) 志願時において、令和 4 年度入学者選抜における国立、公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校の合格者になっていない者   |

※ 中高連携事業については、通学地域内のインクルーシブ教育実践推進校が実施するものに限る。

### II 募集及び募集期間

#### 1 募集

二次募集を行う高等学校の学科等及び募集人員については、県教育長が別に定める。

#### 2 募集期間

募集期間及び入学願書(第 2 号様式の 3)の受付時間は、次のとおりとする。

募 集 期 間	受 付 時 間
令和 4 年 3 月 3 日 (木) 及び 3 月 4 日 (金)	3 月 3 日 (木) は、午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで 3 月 4 日 (金) は、午前 9 時から正午まで

### III 志願手続

#### 1 志願の範囲

志願の範囲は、前記 § 6 の III の 1 の規定を準用する。

#### 2 志願の手続

志願の手続は、前記 § 6 の III の 2 の規定を準用する。

#### 3 中学校の校長が行う手続

(1) 中学校の校長が行う手続は、前記 § 1 の III の 4 の規定を準用する。ただし、二次募集への志願者の調査書については、中学校で厳封をした上で志願者が持参することも可とする。

(2) 調査書の提出期間及び受付時間

提 出 期 間	受 付 時 間
令和 4 年 3 月 3 日 (木) から 3 月 9 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。)	午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで

#### 4 高等学校の校長が行う措置

高等学校の校長が行う措置は、前記 § 1 の III の 5 の (1) 及び (4) の規定を準用する。

### IV 志願変更

#### 1 志願変更の範囲

志願の手続を完了した者は、志願変更の期間中 1 回に限り、志願変更することを認める。

募集期間を同じくする全日制の課程及び定時制の課程については、一般募集及びインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施する他の高等学校の課程、学科、コース若しくは部又は同一の高等学校の他の課程、学科、コース若しくは部に志願変更することができる。ただし、それぞれの募集に係る志願資格を満たしている者に限る。

なお、定通分割選抜への志願変更は認めない。

## 2 志願変更の期間

志願変更の期間及び受付時間は、次のとおりとする。

志願変更期間	受付時間
令和4年3月7日(月)及び 3月8日(火)	午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

## 3 志願変更の手続

志願変更の手続は、前記 § 1 のⅣの3の規定を準用する。

## V 選抜の方法

### 1 検査の内容

面接とする。

### 2 検査の期日

検査の期日は、次のとおりとする。

検査の期日
令和4年3月10日(木)

### 3 検査の会場

検査の会場は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)とする。

### 4 検査の時間

検査の時間は、志願先の高等学校(志願変更したときは、その志願変更先)の校長が定め、受検票等により、志願者に指示する。

### 5 選考の方法

(1) 選考にあたって当該高等学校の校長は、事前に公表する選考基準に基づき、不正行為又は妨害行為を行った者を除き、面接の結果を資料として、総合的に選考し合格者を決定する。

(2) その他

前記 § 1 のⅤの7及び8の規定を準用する。

### 6 合格者の発表

合格者の発表の日時及び場所は、次のとおりとする。当該高等学校の校長は、受検票で受検番号等を確認し、受検者に対して合否結果通知書の入った封筒を手渡すものとする。さらに、合格者に対しては、合格通知書を交付する。

合格者の発表の日時	場所
令和4年3月16日(水) 午前10時から正午まで	志願先の高等学校 (志願変更したときは、その志願変更先)

## VI 県教育長の志願の承認

県教育長の志願の承認のうち、次に記載する以外の内容については、前記 § 6 のⅥの規定を準用する。

承認申請期間	受付時間	提出先
令和4年3月1日(火)から3月4日(金)まで	午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時まで	県教育委員会教育局 インクルーシブ教育 推進課

## VII 入学の許可及び入学手続

前記 § 1 のⅧの規定を準用する。

## VIII その他

前記 § 1 のⅨの規定を準用する。